

犬山市公共施設マネジメント基本計画

『概要版』

平成 27 年 3 月

犬山市企画財政部財政課

犬山市公共施設マネジメント基本計画概要版 目次

第1章はじめに	1
1. 公共施設マネジメントの必要性	1
2. 「公共施設」の定義	1
3. 公共施設マネジメント計画の手順	2
4. 本基本計画の位置づけ	3
5. 公共施設マネジメントに対する取り組み	3
第2章本市の現状	5
1. 人口と財務の状況	5
2. 人口と財務から見た将来予測	7
第3章本市の公共施設の現状と評価	10
1. 公共施設の現状	10
2. マネジメントに向けた施設別簡易評価について	11
3. 現状と評価から見える課題	14
第4章本市における公共施設マネジメントの方向性	15
1. 公共施設マネジメントの基本となる考え方	15
2. 本市の公共施設マネジメント理念	15
3. 行政サービスを見直す3つの視点	16
4. 入口戦略の内容	16
5. 出口戦略の内容	17
6. 施設毎に見たマネジメント	18
7. 公共施設マネジメント～まちづくりへ～	19

第1章 はじめに

1. 公共施設マネジメントの必要性

我が国では、1960年代の高度経済成長期において、急激な人口増加や社会環境の変化が起きました。こうした時代の流れや市民ニーズの多様化などに応える形で、全国の自治体が教育文化施設やコミュニティ施設などをはじめ、多くの公共施設の整備を積極的に進めてきました。

この時期に整備された施設は建設後すでに相当の年数が経過しており、建替えの一つの目安とされる築後30年を経過した公共施設も多く存在し、大規模な改修・修繕が必要となる時期が到来しつつあります。また、時代の変化とともに、人々の生活スタイルも様変わりし、一部の施設では建設当時の想定や目的とは異なった利用がされているものも見受けられるようになってきました。

こうした社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、本市が市民の皆様と共に持続可能な自治体運営を続けていくため、公共施設マネジメントに関する基本方針を「犬山市公共施設マネジメント基本計画(以下「本基本計画」という)」としてまとめることとしました。これにより次世代に向けて安全で安心な公共施設をマネジメントしていくための基本方針を共有することとします。

本基本計画の策定により、本市が保有する公共施設の実態を把握するとともに、犬山市全体として調和のとれた持続可能なまちづくりに必要な公共施設と、その役割を再確認することが可能になります。

2. 「公共施設」の定義

本基本計画では、用語の範囲を明確にするため、特に様々な使い方がされている次の用語を定義します。

(1) 公共施設

一般的に公共施設とは、直接に市民の利用に供する施設と定義されます。しかし、本基本計画における「公共施設」とは、道路や橋梁などの土木インフラは対象とせず、本市が保有する建築物を対象とします(図1-1)。従って、1つの敷地内にある建築物もしくは建築物群を「施設」、本市が保有する施設を「公共施設」と定義します。なお、国土交通省では、本基本計画で定義した「施設」に土木インフラも含め、「インフラ」もしくは「施設等」と呼んでいます。なお、借り上げて公用または公共用に供する建築物については、分析の対象とはしていませんが、マネジメントについては検討しています。

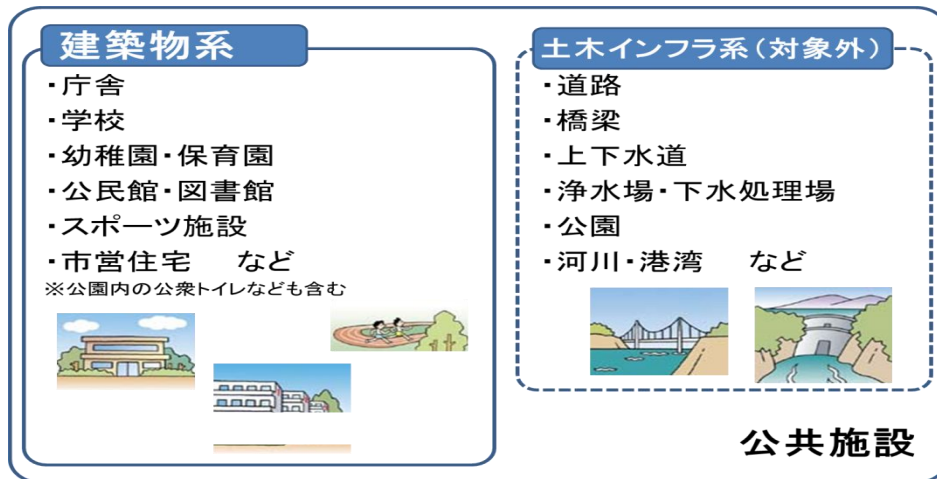


図 1-1 「公共施設」の範囲

(2) マネジメント

本基本計画では、施設の増改築や建て替えだけでなく、行政サービスや財政的な視点から中長期的な管理・運用手法の基本方針を検討するため、施設全体の円滑かつ持続的な管理・運用を実現する一連の行動を「マネジメント」と定義します。なお、国土交通省は本基本計画で定義した「マネジメント」を「総合管理」と呼んでいます。

一方、現在本市では、本基本計画と並行して庁内に土木インフラを対象としたプロジェクト(土木系インフラ資産最適化研究会)を設置し、マネジメント手法の検討を進めています。

3. 公共施設マネジメント計画の手順

本市が置かれた状況を的確に把握し、将来へ向けた中長期的な計画作成と戦略的な公共施設マネジメントを推進する具体的な手順を図 1-2 に示します。

この手順では、公共施設マネジメントの進捗状況により目的を 5 段階(PHASE)に区分し、それぞれの段階で行うべき作業内容を示しています。なお、各段階は順を追って実行することで、計画的かつ効率的な作業と実施が可能になります。

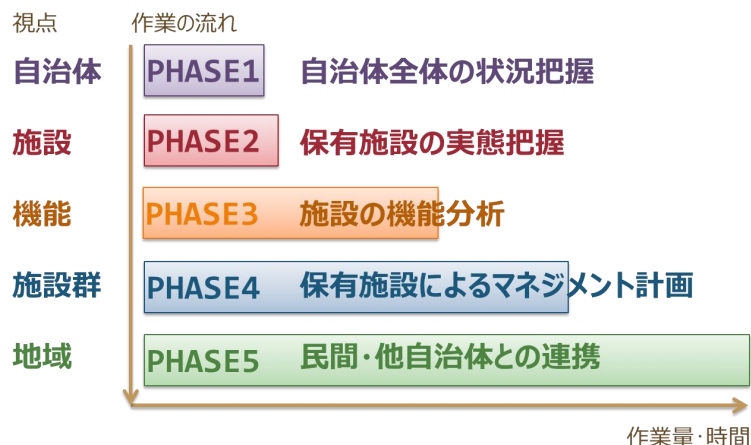


図 1-2 公共施設マネジメントの手順

4. 本基本計画の位置づけ

本基本計画は、平成 23 年 3 月に策定した第 5 次犬山市総合計画(平成 23 年度～平成 34 年度)を基本に、「公共施設等総合管理計画」(平成 26 年 1 月 24 日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡)も考慮した具体的な施設マネジメントの方向性を示すことで、財務負担の削減と行政サービスの質の向上を目指す自治体運営の指針として位置づけます。

ただし、社会経済情勢のさらなる変化や、本基本計画の実施段階に移行する過程で、適宜必要に応じて見直していくものとします。

本基本計画は、公共施設マネジメントの具体的なアクションプランを策定するための準備であり、基礎資料となります。つまり本基本計画は公共施設マネジメント計画全体の前半部分である PHASE1 から PHASE3 をとりまとめた成果物であり、今後速やかに具体的なマネジメント計画を検討・実施する段階(PHASE4 以降)に進む必要があります。

5. 公共施設マネジメントに対する取り組み

本市では行財政改革の一環として、既存の公共施設の最適なコスト管理と施設有効活用(資産の最適化)を図るとともに、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、次世代への負担を軽減するため、平成 23 年度より「公共施設のあり方」「電気・機械設備の契約・保守の適正化」の 2 つを柱として検討を進めてきました。

[平成 23 年度]

- ・各施設管理課が発注する新築・改修工事について、建築技術者が配置されている都市計画建築課による発注前の積算・工事内容の確認体制を整備。
- ・「建物の維持管理マニュアル」の作成と施設管理者に対して研修会の開催。
- ・電気主任技術者の雇用による契約電力の見直しなど、各施設の電気・機械設備契約の改善による光熱水費の削減。

[平成 24 年度]

- ・各公共施設のデータ収集および現地での劣化状況調査を行い、今後 65 年間に必要な施設の更新・改修に必要な費用のシミュレーションを実施。(第 2 章に結果を掲載)

[平成 25 年度]

- ・愛知県内において本市と人口および人口密度が同程度の 13 市町村に「公共施設の保有量調査アンケート」を実施。
- ・市内の無作為に抽出した 1,000 世帯を対象に「公共施設のあり方に関するアンケート」を実施。
- ・行政内部において公共施設のあり方を検討する作業部会を設置し、今後真に必要な行政サービスを建物と分離した形で検討。

・国際観光センター、市民健康館、文化会館、福社会館といった規模の大きな施設を対象に、施設ごとに委託契約を行っている施設管理運營業務について設備管理と運営管理を分離し、電気設備や清掃等の設備管理部分については複数施設を一括して委託することによる設備管理に係る経費の削減、各施設でばらつきのあった点検業務水準の均一化・適正化、職員の契約事務量の削減。

以上、本基本計画の策定にあたっては、これまでの「公共施設のあり方」検討の取組で得た成果を活用するとともに、「電気機械設備の契約・保守の適正化」については、さらなる検討を進めていきます。

第2章 本市の現状

1. 人口と財務の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は図 2-1 が示すように、昭和 39 年度から平成 21 年度まで増加を続けてきました。人口増加率を見ると、昭和 50 年代後半からは、次第にその増加も鈍化し微増と言える状況になってきました。そして、人口は平成 21 年度をピークに減少傾向に転じています。また、15 歳から 65 歳未満の生産年齢人口の割合については、平成 8 年度をピークに減少傾向が見られます。さらに、14 歳以下の年少人口については昭和 56 年度をピークに減少傾向が続いています。一方で、高齢化率(65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合)については増加傾向をたどり、平成 25 年度末には 26%を超えています。

人口構成の変化は、将来負担の変化に影響することはもちろん、サービスの需要の変化ももたらします。例えば年少人口が減少すると、小中学校などの教育施設には余剰が生じる一方、老年人口の増加により余暇時間を活用する施設の需要は高まるなど、状況に応じてマネジメントを進めていく必要があります。しかし、公共施設を簡単に増減させることは難しいため、中長期的な視点から考える必要があります。

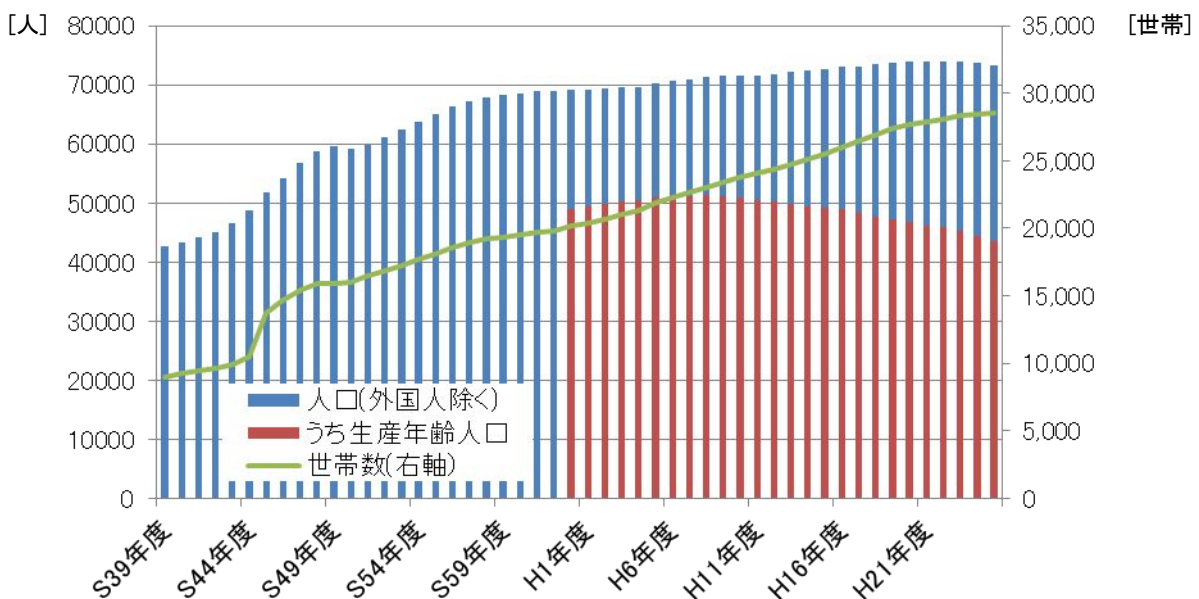


図 2-1 犬山市の人口と世帯数の推移(生産年齢人口は S63 年度以降)

(2) 財務状況

本市の過去 25 年間の歳入・歳出の決算値を、図 2-2 に示します。財政規模は拡大傾向にありますが、人口減少による歳入縮減の影響を考慮すると今後もこの傾向が継続するとは考えにくく、財政は現状よりも厳しい状況に向かうと考えられます。

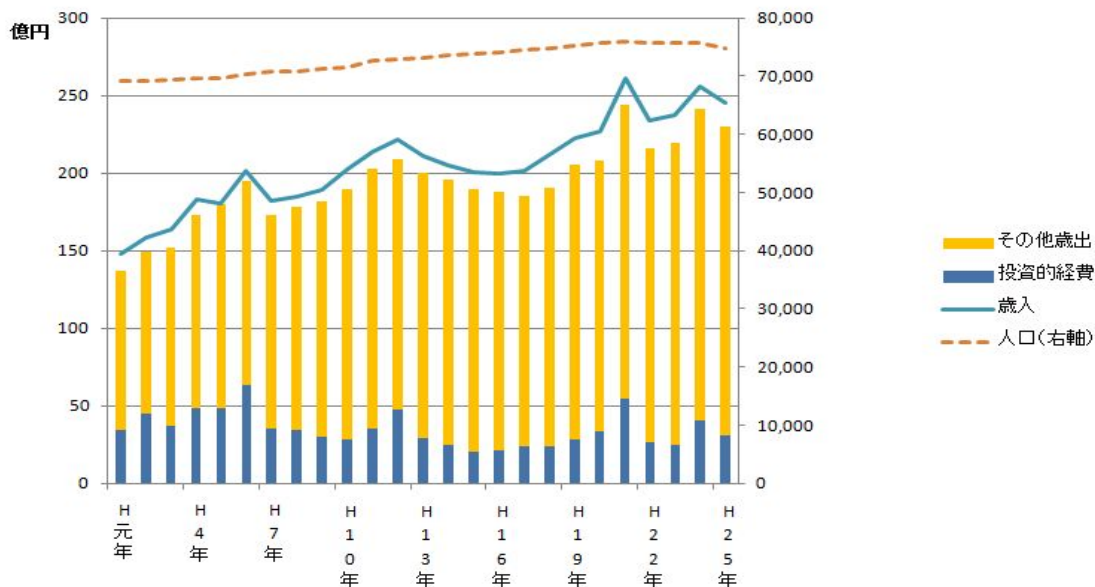


図 2-2 犬山市の歳入・歳出と投資的支出の推移

なお、平成 24 年度に犬山市が保有する公共施設（調査対象は市営住宅・公衆トイレ・現体育館を除く 99 施設 157 棟）の調査を行ったところ、特に建設から年数が経過している施設については劣化が多く見られました。そこで今後 65 年間に於いて、全ての施設を保持した場合に必要な改修や更新の費用をシミュレーションしたところ、図 2-3 に示すように約 616 億円（年平均約 9.5 億円）と算出されました。一方で平成 24 年度に施設マネジメントに充てられた金額（営繕工事の予算額）は年間約 4.3 億円と約 4 割でしかなく、現状の予算規模が将来的に続いたとしても平均で年間約 5.2 億円（合計約 336 億円）不足する状況にあります。

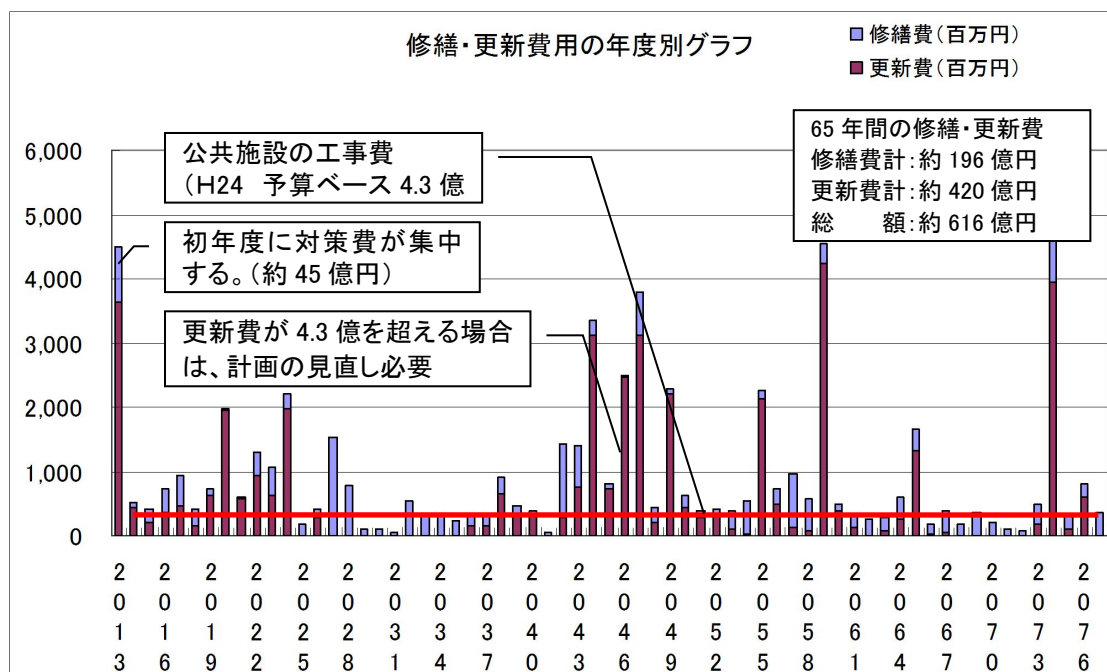


図 2-3 修繕・更新費用の予測(平成 24 年調査結果)

2. 人口と財務から見た将来予測

(1) 将来人口推移予測

本市の総人口は、図 2-4 に示すように平成 26 年度現在の人口から 15 年後の平成 41 年度までに約 11%減少すると予測されています。なお、15 歳から 65 歳未満の生産年齢人口は 15 年間で約 12%減少と、人口構成はあまり変化は見られないという推移予測もあります。

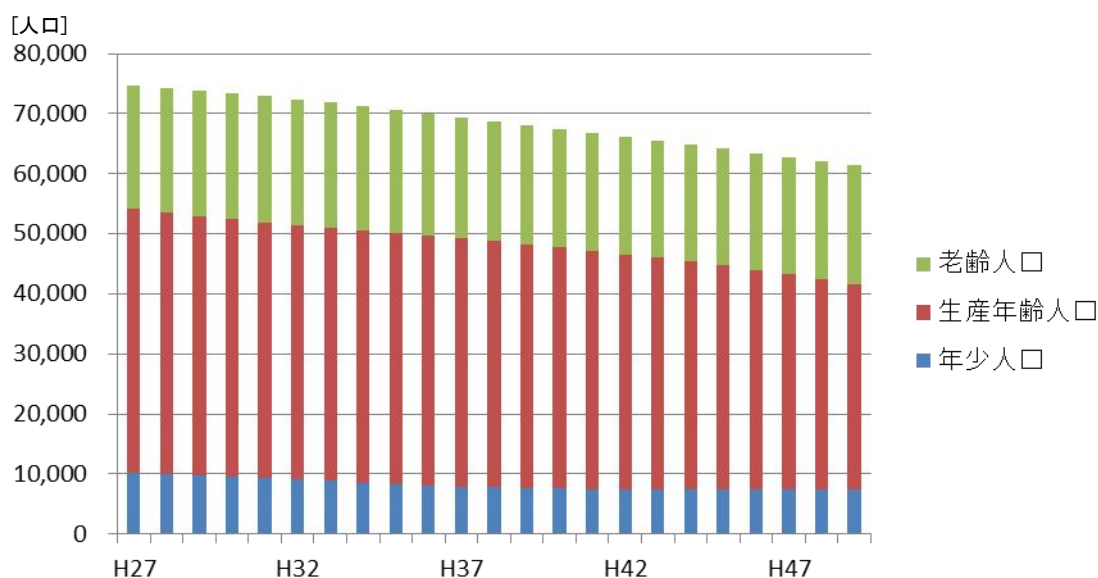


図 2-4 本市の人口の推移予測

H21～H25 住民基本台帳・外国人登録台帳、H26～H49 人口推計 コーホート変化率法で本市算出
(平成 27 年 3 月「犬山市子ども・子育て支援事業計画」より)

この結果から、本市が保有している全ての公共施設を更新すると仮定すると、将来的には余剰空間が増加すると考えられます。

(2) 財務から見た施設マネジメントの状況

本市の現在の施設マネジメントの状況を客観的に判断するため、平成 24 年度の財務諸表を基に、「回収度」「健全度」「更新可能度」「準備度」という 4 つの指標を算定し、本市を含む愛知県内の 18 自治体を対象とし比較をしました。

その結果、図 2-5 で示すように本市は愛知県内 18 自治体の中でも、近隣自治体の中でも「更新可能度」「準備度」の 2 指標で他自治体を大きく下回っていることが判明しました。

「更新可能度」は財政的な余裕を示す指標であり、本市は、通常の前算の範囲で改修・更新に当てられる費用に余裕がない状況であることがわかります。また「準備度」は、改修・更新に当てられる費用の準備状況を示す指標であり、本市は、通常の前算では対応できない大規模な工事の実施が他自治体に比べて難しい状況にあると考えられます。そのため本市の施設保有状況を財政的な面から見ても、計画的な施設マネジメントを実施し、新規の建設だけでなく大規模な改修や更新などをできる限り抑えることが、他自治体よりも求められています。

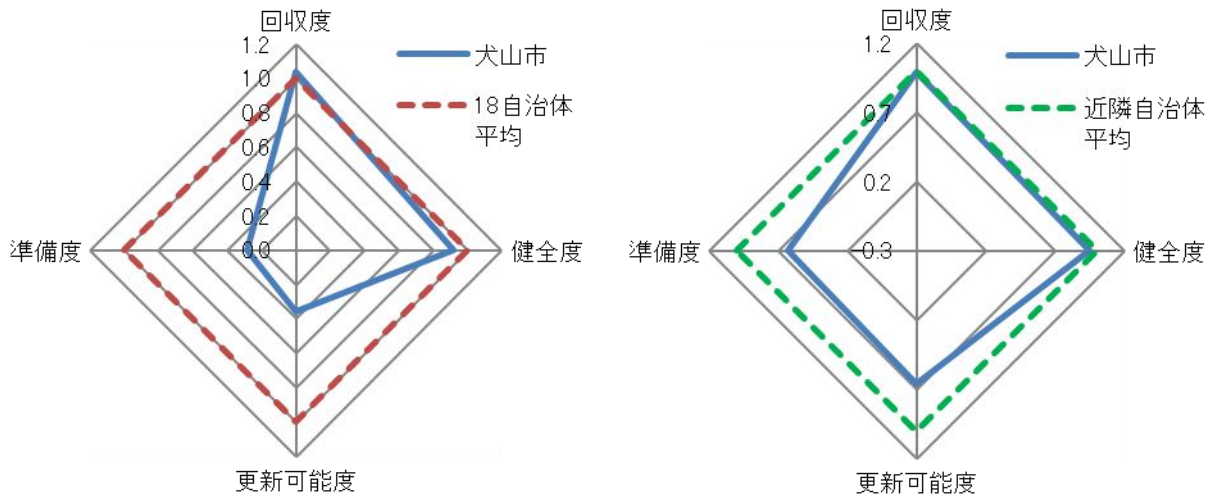


図 2-5 犬山市と他自治体との比較(左:18自治体、右:近隣自治体)

(3) 財務から見た将来負担の予測

さらに「基準モデル」による財務諸表の作成時に基礎データとして利用される「固定資産台帳」から算出した「資産の更新必要額」を図 2-6 に示します。この分析では、今後 65 年間（平成 27 年度から）に 5 年刻みの時間軸で、台帳上その 5 年間に資産（公共施設だけでなくインフラ資産なども含む）の償却年数が満了し、簿価（財務会計で用いる帳簿上の価額＝金額）がゼロになった資産について「当初幾らで購入したか」という取得価額を全て集計しています。

例えば、平成 27～平成 31 年度の 5 年間に約 36 億円の資産が帳簿上ゼロになったことを示しています。この 5 年間だけでも平均で約 7 億円強の資産が会計上の償却年限を終えることとなります。もちろん台帳上の価額がゼロになったという事であり、それは公共資産の物理的な寿命が尽きたという事を示すものではありません。しかし、相応の減価償却期間をもって償却を続けた結果、帳簿価額がゼロになったことを示していることから、それらの資産については相当程度の老朽化が進んでいると捉えることができます。

なお、更新に掛かる費用の規模は、道路・橋梁などの土木インフラが大きな比重を占めています。すなわち、公共施設だけではなく、道路・橋梁などの土木インフラを含む資産全体の更新必要額が、中長期の自治体財政に対する制約条件として重くのしかかってくることを示しています。特に平成 57～平成 61 年度の 5 年間には約 150 億円の土木インフラが償却年限を迎えると考えられます。従って、建築物を対象としたマネジメントとしては、さらなる負担削減も考えなければならないといえます。

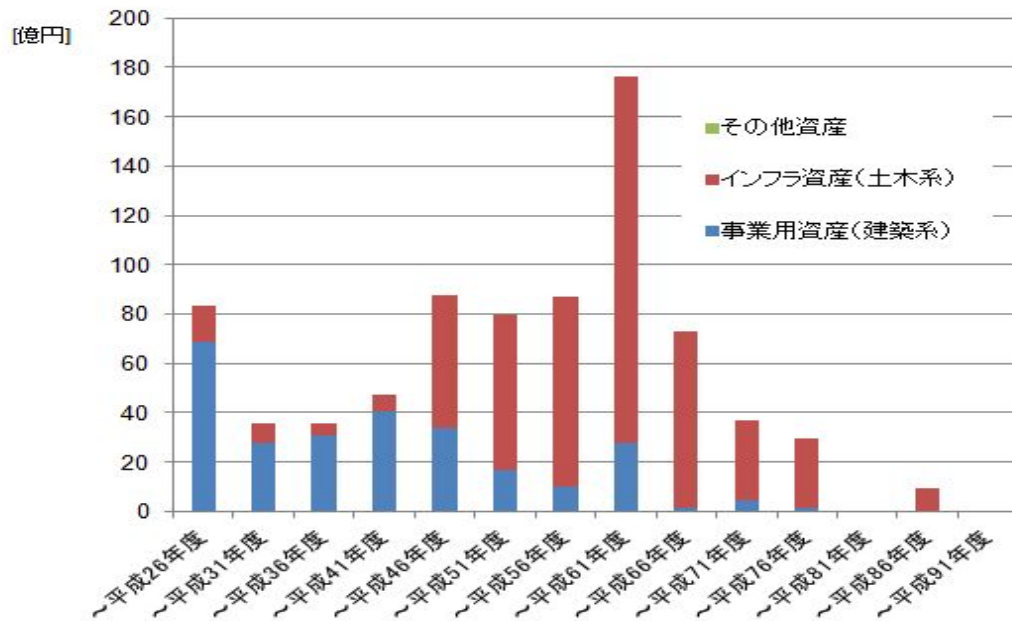


図 2-6 「固定資産台帳」から算出した資産の更新必要額

以上の結果を踏まえると、今後は高度経済成長期の様な右肩上がりの経済成長は想定できないため、本市では、公共施設の全てを適宜更新することは不可能な状況にあり、施設量(延床面積)の縮減を前提に施設マネジメントに取り組むことが求められています。

第3章 本市の公共施設の現状と評価

1. 公共施設の現状

本市が保有する公共施設は、全117施設、総施設量(延床面積)約17.8万m²です。これらの公共施設を総務省のサイトで公開している「公共施設状況調経年比較表」の分類に合わせて、「庁舎」「消防等」「小学校」「中学校」「公営住宅」「公園」「福利厚生他」「普通財産」の8つに分類し、各分類の施設量(延床面積)を集計しました。

その結果、表3-1や図3-1で示すように、施設数で見ると「福利厚生他」施設が多く、また施設量(延床面積)で見ると「福利厚生他」施設に加え「小・中学校」が多いことが分かります。

表3-1 公共施設の分類

分類	公共施設例	施設数	施設量 (延床面積) (m ²)
庁舎	本庁舎、出張所	8	11,405
消防等	消防署、防災倉庫	8	2,956
小学校	小学校	10	56,098
中学校	中学校	4	32,835
公営住宅	市営住宅(団地数)	9	2,375
公園	公園内施設	1	312
福利厚生他	文化センター、図書館、公民館	77	72,264
普通財産	未利用施設など	0	0
総計		117	178,245

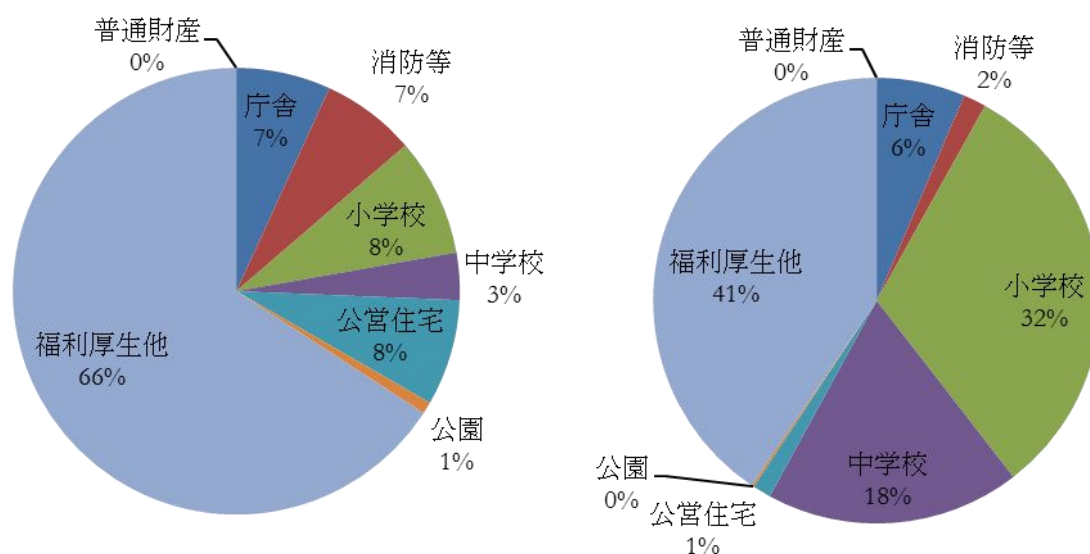


図3-1 用途別に見た施設の割合(左:施設数、右:施設量(延床面積))

また、図 3-2 は本市が保有する公共施設(評価対象外除く)の建設年別に施設量(延床面積)を積み上げたものです。近年建設された施設の施設量(延床面積)は全体的に抑えられている傾向が見られるものの、一方で新耐震(現在求められる耐震性能をほぼ満たしている基準)ではない、1981 年以前に建設された旧耐震の公共施設が 7 割程度を占めています。特に本市の特徴として、1960 年～1964 年に建設された小学校・中学校が全体に占める割合が高いことが挙げられます。

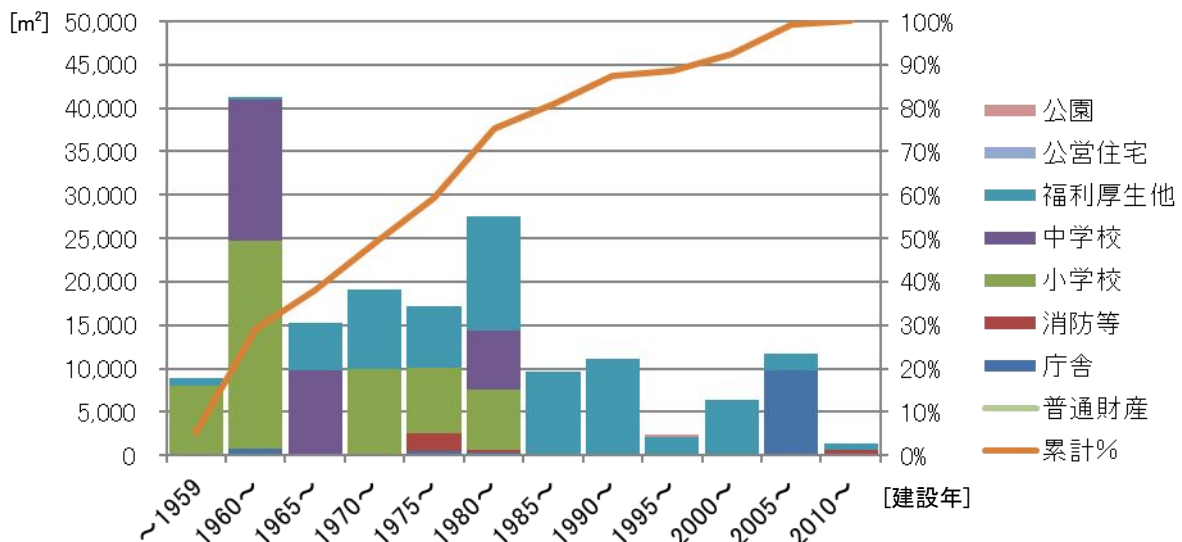


図 3-2 公共施設の建設年用途の関係

一般的に施設は建築後 30 年を経過すると大規模改修などが必要となる場合が多く、今後更新を始め多くのマネジメント費用が必要になることが明らかです。

2. マネジメントに向けた施設別簡易評価について

適切な公共施設マネジメントに必要な工事内容や予算の検証などを行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画することが求められます。しかし、詳細な施設評価を迅速に実施することは困難であるため、簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題があると考えられる施設を抽出し、優先的に対応を検討することが求められます。

そこで本基本計画では、客観的な情報により公共施設の簡易評価を行い、マネジメントすべきと考えられる施設を抽出し、それらの施設を中心にどのようなマネジメントを行うか基本的な方向性を定めていく一連の手順を採用します。また、早急な対応が必要だと考えられる施設については、別途抽出します。

なお、簡易評価の対象施設は、本市が保有する公共施設のうち、評価対象外施設や小規模建築物である公衆トイレを除く 105 施設です。

(1) 簡易評価の活用方法

「管理者視点」および「利用者視点」の計 12 項目において、程度の良い方から「A」「B」「C」「D」の 4 段階と、情報不足や評価対象外を「X」とする全 5 段階の判定を行います。「A」や「B」は大きな課題を抱えていないと考えられるため、必要に応じて適宜対応できれば全体の方向性に対する影響は少ないと考えられます。一方で「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている施設の可能性があるため、今後マネジメントの必要性や緊急性が高いと考えられます。そこで「管理者視点」と「利用者視点」ごとにみた「C」の数をポートフォリオ(重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法)に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持継続」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類します。図 3-3 に施設評価のポートフォリオを示します。

なお、「D」は「C」に比べてより大きな課題を抱えているため「C」の 2 つ分として数えます。また「D」が 1 つ以上数えられる施設については、今後のマネジメント方針を優先的に検討すべきであると判断し、ポートフォリオの結果に関わらず「要早急対応」と判定しています。

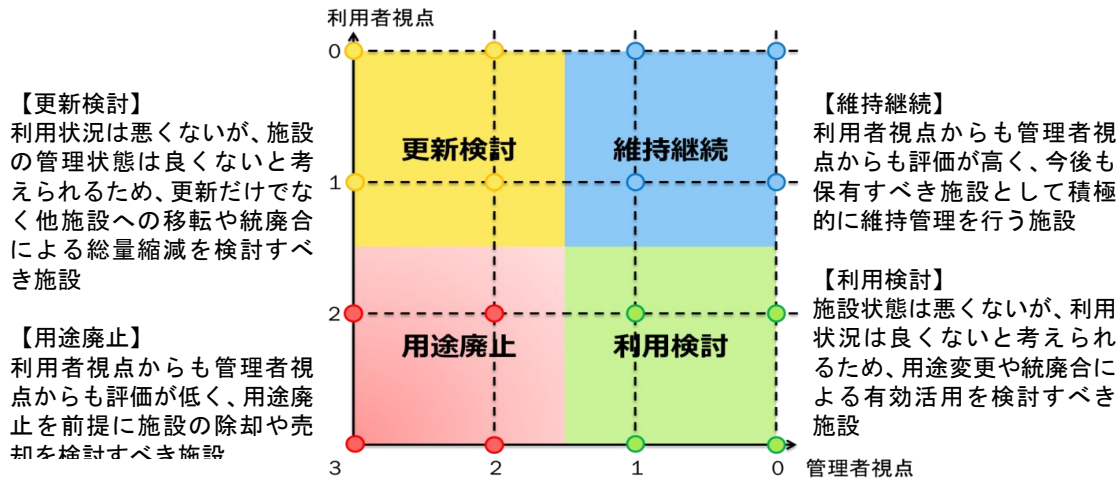


図 3-3 施設評価ポートフォリオ(図中の数値は「C」の数)

(2) 簡易評価から見た分類状況

簡易評価により導き出された今後のマネジメントの方向性を図 3-4、図 3-5 に示します。「維持継続」を除く約 39%の施設量(延床面積)については、統廃合や売却などを含めた何らかの施設マネジメントが必要だと考えられます。特に「用途廃止」と評価された 5%の施設量(延床面積)については、具体的なマネジメント方針の策定が不可欠です。また「所管(施設で提供される行政サービスや人材などが所属する部局)」別に見ると、「福利厚生」、「利用(施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途)」別に見ると「活動」「特定」に分類される公共施設でマネジメントの検討が必要だと考えられる施設が多い状況です。また、小規模な施設が大半ですが、全体の 30%の施設量(延床面積)は「要早急対応(「D」が 1 つ以上)」と判定されるため、早急なマネジメント対策が求められていると考えられます。

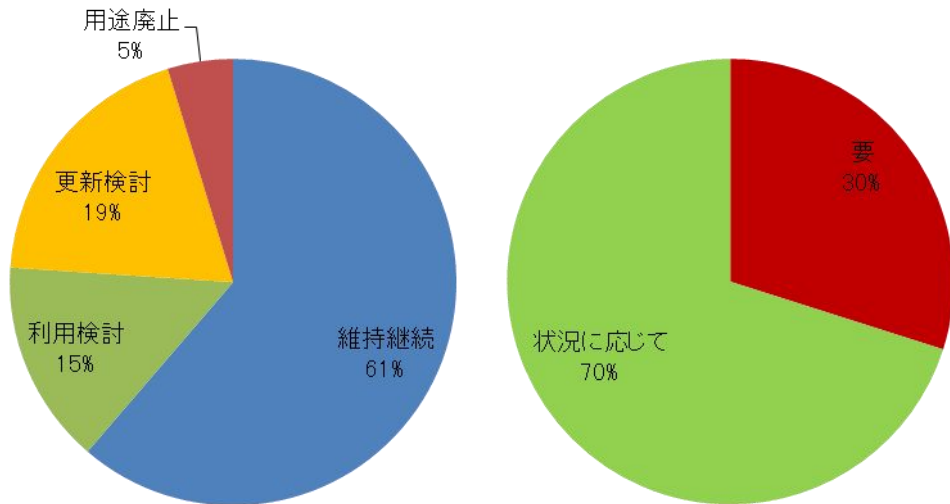


図 3-4 簡易評価の結果別施設量(左:方向性、右:早急対応の必要性)

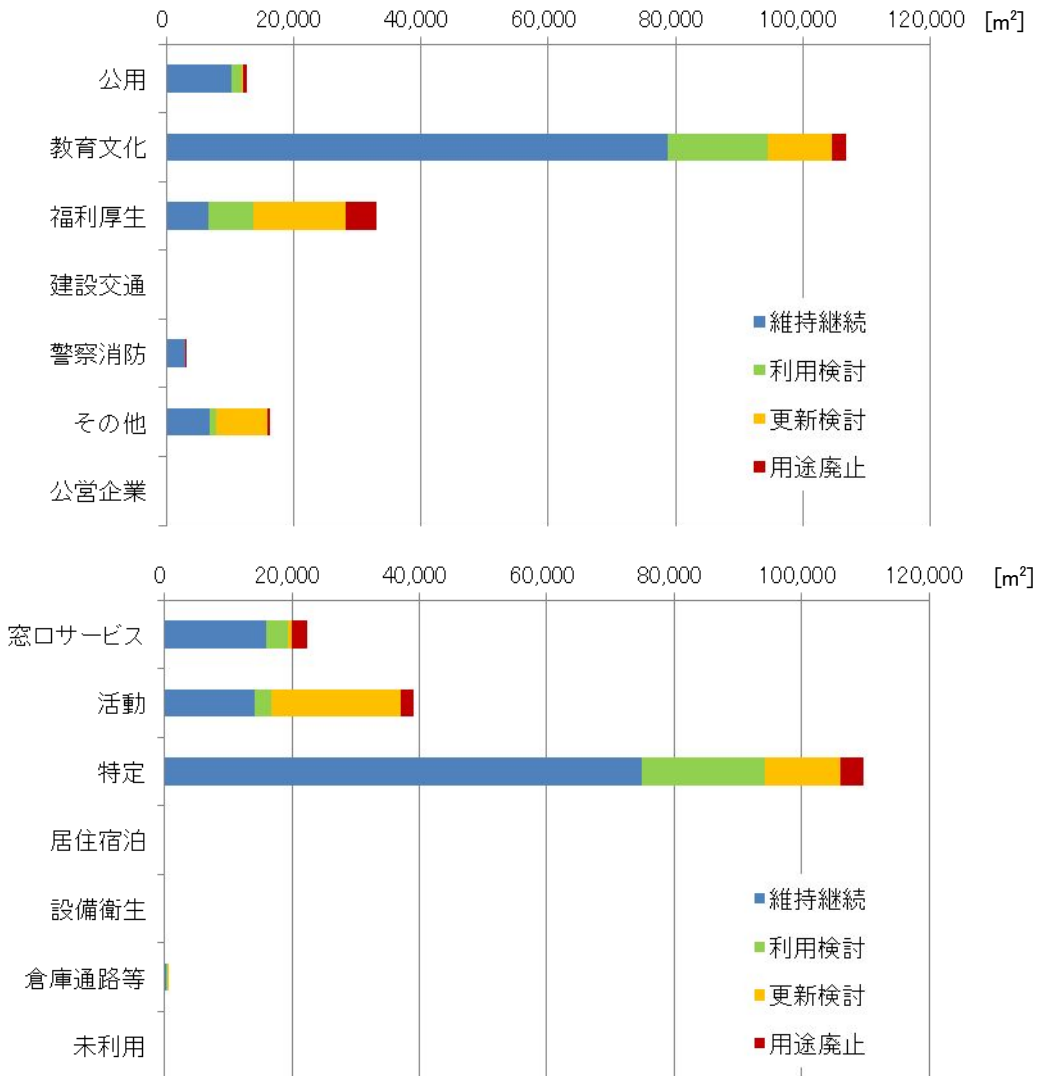


図 3-5 簡易評価から見たマネジメントの方向性(上:「所管」別、下:「利用」別)

3. 現状と評価から見える課題

従来の公共施設マネジメントでは、行政サービスの品質を向上させるためには公共施設の供給量を増やすことが不可欠だと考えられていました。これは「行政サービス＝公共施設」という概念が一般的だったからと考えられます。しかし、行政サービスは必ずしも公共施設という形態でしか提供できない訳ではありません。施設を保有することによる維持管理費を削減するためにも、民間施設の利用やサービスの廃止も考慮に入れ、今後の行政サービスのあり方について検討する必要があります。

現在、全国の自治体が抱える公共施設の老朽化による更新問題の本質は、第2章で分析したとおり財源の問題ですが、同時に社会構造や社会情勢の変化により、公共施設に対する需要と供給の関係にも変化が生じてきていることも解決すべき課題といえます。

本市の公共施設のひとつである「勤労青少年ホーム」を例にとると、供用当初の目的としては、働く若者である勤労青少年の余暇を楽しく健康に過ごすために、教養講座、グループ活動、生活相談等の場を提供することでした。また、当初は開館時間が午後からで、利用は夜間が中心でした。しかしながら、現在は施設の利用者については勤労青少年に限定されてはおらず、主な利用としてはスポーツのほか高齢者を中心としたパソコン教室となっており、利用者や利用形態に変化が見られます。また、本章の施設別簡易評価において低い評価となっており、客観的なデータからも施設自体の老朽化や市民ニーズとのズレが存在する状況といえます。

このように施設別簡易評価が低く、「用途廃止」「更新検討」「利用検討」と評価された公共施設を小学校区別の簡易評価で見られる施設の偏在等も考慮しながら、市域全体でマネジメントを検討し、全体的な最適化を目指す必要があります。

現状の分析から明確となった本市の公共施設における課題は、主に以下の4点に整理できます。

- 建築後30年以上経過し老朽化した施設量が7割存在(施設数では6割存在)
- 全ての公共施設を保持した場合に必要な改修や更新に必要な財源の圧倒的な不足
- 公共施設のあり方と市民の求めるニーズとの関係に変化
- コミュニティ形成に不可欠な公共施設の地域バランスに偏在

第4章 本市における公共施設マネジメントの方向性

1. 公共施設マネジメントの基本となる考え方

公共・民間に関わらず施設マネジメントでは、「品質」「供給」「財務」の3つの課題として捉え施設運用を再検討していくことが望ましいとされています。

人口減少や財政状況の悪化など社会経済情勢の変化の中で持続可能な自治体経営を実現していくためには、場当たりの修繕・改修や、利用者の不満や不具合が多い公共施設を更新するだけでは不十分です。日々老朽化していく施設に対して日常点検や定期検査などの維持管理の実施、また事故や災害などへの対応や変化していく市民ニーズにも耐えうる計画的なマネジメントが求められています。一般的な公共施設マネジメントでは、これを「品質」の課題として捉えます。

一方で多くの自治体は、市民の要望に応じて行政サービスを提供するために公共施設を増やしてきたことから、過大に公共施設を保有している傾向が見られます。しかし、昨今では有効活用されていない部屋や利用されていない公共施設も多く存在し、統廃合や用途変更などによる整理が効果的だと考えられます。一般的な公共施設マネジメントでは、これを「供給」の課題として捉えます。

なお、本市を始め財政的に厳しい自治体では、公共施設のマネジメントに投入できる財源が限られているため、「品質」と「供給」の双方を充実させることは現実的に不可能な状況にあります。公共施設の「品質」と「供給」は、自治体の財政的な状況の影響を強く受けます。そのため、一般的な公共施設マネジメントでは、これを「財務」の課題として捉えます。

これら「品質」「供給」「財務」のバランスを取りながら、最適な公共施設のマネジメント戦略を策定することが重要です。限られた「財務」の中で「品質」と「供給」のバランスをとるため、施設単体で「品質」と「供給」をコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながらマネジメントを進める決断が求められます。また、不必要な財源支出を削減しつつ、行政サービスの質を向上させる具体的な取り組みが重要な鍵となります。

2. 本市の公共施設マネジメント理念

本市における公共施設の課題については、第3章のとおりであります。この課題の解決をするため、本市では公共施設において提供される行政サービスのあり方を見直すことを第一に考えます。

従来は、「行政サービスの充実＝公共施設数の充実」と捉えられがちでしたが、これからの行政サービスは、公共施設数の充実よりも、市民を意識した質の高いサービスの提供こそが重要です。そこで本市では、公共施設により提供される行政サービスを施設自体(ハコ)と分

けて見直すことにより、行政サービスを改善しながらも公共施設の施設量(延床面積)の適正化を図り、結果としてコストの縮減を図ることを目指します。そのひとつの形として、ハコの改修や更新だけでなく、統廃合や売却等を含めた検討をする必要もあります。

3. 行政サービスを見直す3つの視点

公共施設を目的により区分せず、公として真に必要な行政サービスをより充実したものとするために施設の持つ機能を見直すことは、一見すると行政サービスの縮減に繋がると感じられるかもしれません。

しかし、公共施設の課題をこのまま放置することで、ある日唐突に公共施設を閉鎖する状況が発生したり、そこで提供していたサービスを中止すること、また、不慮の事故が発生する可能性も高くなるのが現段階で予測できるにも関わらず、その事実を見逃すわけにはいきません。そこで、市民と行政がこれらを共有するために、公共施設で提供している行政サービスを見直す上で、下記の3つの視点を持つことにします。

- ①今ある施設を有効活用する視点を持つ(原則新たな機能を持った新たな施設はつくりたくない)
- ②市民と情報を共有し、地域のコミュニティや市民活動を活性化する視点を持つ
- ③利用者市民と負担者市民の立場に立った視点を持つ

この原則により、将来公共施設に関連して負担せざるを得ない債務(ランニングコストやライフサイクルコスト)の縮減を目指すとともに、持つべき機能の改善による受益の拡充の実現を目指します。

4. 入口戦略の内容

公共施設マネジメントを段階的に推進・実施していくためには、準備や実施体制など公共施設マネジメントの「入口」における戦略(入口戦略)が不可欠です。入口戦略を明確にすることで、本基本計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定に不可欠な体制づくりが明確になります。

そこで本市における入口戦略を以下のとおり定めます。

- (1) 全庁的な体制と情報共有
- (2) PPP・PFI活用の検討
- (3) 広域連携の検討

5. 出口戦略の内容

公共施設マネジメントを成果(行政サービスの向上)に結び付けるためには、入口戦略と同様に「出口」における具体的な各種方策や行動の戦略(出口戦略)が必要となります。この出口戦略を明確にすることで、本基本計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定を迅速かつ着実に実施する体制が明確になります。

そこで本市における出口戦略を以下のとおり定めます。

(1) 「供給」目標と計画期間

「供給」の目標値の設定として、平成27年度から数えて15年目の平成41年度末までに、全公共施設の施設量(延床面積)を20%削減することを目標に、適切かつ効率的な公共施設マネジメントを実施します。もちろん単なる「供給」の削減ではなく、施設の「品質」の向上を前提とした総量縮減をしていきます。

(2) 長寿命化と安全確保・耐震化

本市が保有する公共施設のうち、次世代に引き継ぐものについては、目標使用年数として鉄筋コンクリート造建築物の標準耐用年数(「建設工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事」日本建築学会)である65年以上使用し続けることを前提に維持管理計画を策定し、施設の長寿命化を目指します。

(3) 定期点検・診断の実施

限られた予算の中から必要な修繕や改修に当てられる費用を捻出できるように、法定点検(法律や条例などで資格や実施要項などが定められている点検)の実施と並行して、日常的な点検・診断については各施設の担当職員や管理者でも実施可能な点検・診断手法を確立し、定期的かつ確実に実施する体制を整えます。そのため、現在の施設カルテや点検マニュアルなど点検・調査方法の見直し・整備を行います。

(4) 「財務」負担の削減

民間の施設運用手法を参考に、あまり有効活用が見込めない施設については統廃合や複合化、民間企業などへの賃貸や売却を含めた融通性の高いマネジメント計画を策定することで、施設量(延床面積)の縮減による経費縮小と、保有すべき施設の改修や更新費用の捻出を行います。また、民営化による施設の譲渡や地域団体などとの施設のあり方検討を通して、公共施設の管理・運営の委任・委託を積極的に進めます。

また、公共施設マネジメントの推進に特化した基金制度について、平成27年度中の設立を目指し準備を行います。

6. 施設毎に見たマネジメント

本市が保有する公共施設の実態把握と簡易評価、さらにマネジメントの基本的な考え方や理念などを踏まえ、今後優先的にマネジメントを進める対象施設を抽出しました。

なお、対象施設については、平成 27 年度以降に順次具体的なマネジメント内容を検討していきます。検討にあたっては、今後 15 年間(平成 42 年度まで)の「供給」目標である 20% 縮減を達成するため、対象施設については今後計画的に個別計画の策定に取り掛かることが求められます。そこで施設の特性やマネジメントの緊急性、市民生活への影響や調整期間を考慮し、マネジメントの実施時期の面から、5 年間毎に 3 つの期間を設定し分類しました。(表 4-1)

表 4-1 施設別マネジメント実施予定

	平成 32 年度まで (5 年間)	平成 37 年度まで (10 年間)	平成 42 年度まで (15 年間)
小学校区	I 既に計画がある施設、すぐに取り掛かるべき施設	II 施設の目的変更を伴うなど住民とのコンセンサスを得ながら進める施設	III 市民生活への影響が重大で慎重に協議を重ねる施設
犬山北	分庁舎 消防北出張所 福祉会館 保健センター 現体育館 しみんてい	フロイデ(犬山国際観光センター) 犬山幼稚園	
犬山南		西庁舎	消防本部
栗栖		野外活動センター	
城東	キルシェハイム(母子生活支援施設) さらさくら(市民健康館)	みどりの里(養護老人ホーム)	
羽黒		勤労青少年ホーム	
楽田	第 5 分団車庫		
※複数地域	高齢者活動センター・作業所 児童クラブ	老人福祉センター・老人憩の家 児童館・児童センター 公民館 学習等供用施設 出張所	子ども未来園 小学校 市営住宅

(1) 施設毎のマネジメントを進める上での留意事項

施設毎のマネジメントを進める上では、下記の5つの事項に留意し、財政負担の削減を可能にする市民全員に対する行政サービスの品質体制を整えます。

- I 施設の複合化や統廃合は、効果の明確化とコスト等の効率化を必須とします
- II 統合・廃止する施設の跡地は、売却等により公共施設マネジメントの財源とします
- III 地域コミュニティの活動拠点を確保します
- IV 避難所及び投票所の指定施設は、十分な検討を行うが絶対条件とはしません
- V 歴史的建造物(復原系3施設)は文化的価値と安全性確保を踏まえ別途検討します

7. 公共施設マネジメント～まちづくりへ～

今般の少子高齢化問題に鑑みると、本計画におけるマネジメントの対象に児童館や老人福祉センター・老人憩の家などが多く含まれることから、一見すると時代に逆行した内容だと思われるかもしれません。しかし、今回の計画策定で最も重要視したのは、中長期的な視点を持ちながら行政サービスのあり方を見直し、検証することでした。検証を進める中で多くの施設が、時代の流れの中で、当初の目的や想定とは異なる利活用をされていることが分かってきました。これは、市民のニーズの変化に行政が対応しきれていないことが原因の一つであると考えられます。

具体的には、施設の利用目的において利用世代を限定するようなものであったり、そうでなくても施設の名称などから、そうしたことを連想させるようなものがあるなど、現状として施設の有効活用を妨げる要因の1つになっていると考えられます。こうした課題を解決するために、実質的に貸館を主体として利用をされている施設、もしくはそうした利用をすべき施設については、市民の各世代が区別なく利用できる新たな目的(世代間交流、生き生きとした生活創造、地域コミュニティ活動の充実など)の達成をサポートする施設へと生まれ変わらせていくことが本基本計画の重要なマネジメントの1つです。

こうしたマネジメントが展開できれば、将来にわたって市民が求めるニーズを効果的に提供することが可能となり、公共施設の有効活用(全体最適化)を現実化できるようになります。

最後に、将来世代も意識した市民全員の資産である公共施設を対象にしたマネジメントを実現することは、将来のまちづくりにとってなくてはならないものです。また、市民の主体的な活動や世代間交流の活性化が促進されることで、生き生きとした生活をする健康市民を増やしていくことに繋がります。

その結果、私たちのまち犬山市は、そこで暮らす市民はもとより、訪れる人たちからも魅力あるまちとして認められるようになるものと信じています。